

ニ「労働組合」の設置を促すこと、(イ)ニ賦課スル
 コイ、(ロ)更ニ審判員を本問題ノ解決ニ具材的ニ用ヒテ(ハ)ニ賦賦スル
 三端ヲ兼テ之ニ知照ニ照リ、(ニ)労働者ノ福利ヲ増進シ、(ホ)ニ賦賦スル
 眼録費、(ヘ)ニ労働者ノ福利ヲ増進シ、(ニ)労働者ノ福利ヲ増進シ、(ホ)ニ賦賦スル
 六、土野、本、後、内田、文市、
 七、内田、文市、
 八、内田、文市、
 九、内田、文市、
 十、内田、文市、
 十一、内田、文市、
 十二、内田、文市、
 十三、内田、文市、
 十四、内田、文市、
 十五、内田、文市、
 十六、内田、文市、
 十七、内田、文市、
 十八、内田、文市、
 十九、内田、文市、
 二十、内田、文市、
 二十一、内田、文市、
 二十二、内田、文市、
 二十三、内田、文市、
 二十四、内田、文市、
 二十五、内田、文市、
 二十六、内田、文市、
 二十七、内田、文市、
 二十八、内田、文市、
 二十九、内田、文市、
 三十、内田、文市、
 三十一、内田、文市、
 三十二、内田、文市、
 三十三、内田、文市、
 三十四、内田、文市、
 三十五、内田、文市、
 三十六、内田、文市、
 三十七、内田、文市、
 三十八、内田、文市、
 三十九、内田、文市、
 四十、内田、文市、
 四十一、内田、文市、
 四十二、内田、文市、
 四十三、内田、文市、
 四十四、内田、文市、
 四十五、内田、文市、
 四十六、内田、文市、
 四十七、内田、文市、
 四十八、内田、文市、
 四十九、内田、文市、
 五十、内田、文市、
 五十一、内田、文市、
 五十二、内田、文市、
 五十三、内田、文市、
 五十四、内田、文市、
 五十五、内田、文市、
 五十六、内田、文市、
 五十七、内田、文市、
 五十八、内田、文市、
 五十九、内田、文市、
 六十、内田、文市、
 六十一、内田、文市、
 六十二、内田、文市、
 六十三、内田、文市、
 六十四、内田、文市、
 六十五、内田、文市、
 六十六、内田、文市、
 六十七、内田、文市、
 六十八、内田、文市、
 六十九、内田、文市、
 七十、内田、文市、
 七十一、内田、文市、
 七十二、内田、文市、
 七十三、内田、文市、
 七十四、内田、文市、
 七十五、内田、文市、
 七十六、内田、文市、
 七十七、内田、文市、
 七十八、内田、文市、
 七十九、内田、文市、
 八十、内田、文市、
 八十一、内田、文市、
 八十二、内田、文市、
 八十三、内田、文市、
 八十四、内田、文市、
 八十五、内田、文市、
 八十六、内田、文市、
 八十七、内田、文市、
 八十八、内田、文市、
 八十九、内田、文市、
 九十、内田、文市、
 九十一、内田、文市、
 九十二、内田、文市、
 九十三、内田、文市、
 九十四、内田、文市、
 九十五、内田、文市、
 九十六、内田、文市、
 九十七、内田、文市、
 九十八、内田、文市、
 九十九、内田、文市、
 一百、内田、文市、

財団法人労働者大衆支所

財団法人労働者大衆支所

一項ヲ加ヘ労働代表一行ニ對シ右方法實現ノ爲メニ努力セシム
 ルコトニ決定ス

尙右方策ヲ實現セシムル爲メ國內的ニハ右決定事項ヲ具体化
 セル文書ヲ發表スルト共ニ政府及資本家団体ト協議會ヲ開キ
 労働代表ニ訓電スルコト、スルモ大体方針トシテ次ノ通り決
 定

(1) 非公式ノ場合ノ態度

日本商品ノ海外進出ハ直チニ「ソーシアル、ダンピング」ナ
 リト解スルコト能ハザルモ假リニ之ヲソーシアル、ダンピン
 グナリトスルモ又然ラズトスルモ日本商品ノ海外進出ハ單ニ
 爲替ノ關係バカリデナク日本ニ於ケル労働條件ノ劣悪ナルコ
 トニ基因スルコト多キヲ以テ労働條件ノ劣悪ナル點ハ卒直ニ
 之ヲ認メル而シテ此劣悪ナル労働條件ヲ改善スル爲メニ努力
 シテ來タガ之レニ馴ヒラレナカツタ事ハ明カナ所デアルカラ